



## 外国人雇用 新たな受け入れ 特定技能～技能実習との違い～

外国人労働者の受け入れを拡大する入管法改正がなされたということは、報道等でも耳にするところだと思います。具体的には在留資格として「特定技能」が新たに設けられたということが、大きな変更点となります。また、その他の変更点として、入国管理局が出入国管理庁となりました。

### 1 「特定技能」とは？

特定技能とは、人手不足を解消する目的で新設されたもので、これまで一部の例外を除き認められなかった業種について、外国人労働者が就労することができるようにしたものです。特定技能には、**特定技能1号**と**特定技能2号**があります。

#### ① 特定技能1号

全14業種・・・建設業、造船・船用工業、宿泊業、介護、ビルクリーニング、農業、外食業など。

相当程度の知識または経験を必要とする技能水準にある者で、一定の日本語能力を有する者について在留資格が認められるものです。したがって、原則として、技能検定と日本語試験に合格することが必要です。在留期間は、通算して5年を超えることはできません。また、配偶者及び子に対して家族滞在の在留資格は付与されません。

#### ② 特定技能2号 建設業、造船・船用工業の2業種

令和3年から技能試験を開始する予定で、熟練した技能が必要とされます。最大在留期間の制限はなく、家族滞在の在留資格も要件を満たせば付与されます。

### 2 「技能実習」との違い

技能実習はこれまでもあったものですが、**国際貢献を目的とし、日本の技術を母国の産業発展に活かす**というものでした。しかし、実際には、**事実上の労働者として受け入れ**をしてきた実態があります。

これに対し、特定技能は、**人手不足解消のため**、特定の業種について就労することを認めるものですので、労働者として雇用を目的として採用するのであれば、この在留資格によることが望ましいといえます。在留資格取得の要件を満たすのであれば、取得手続は技能実習に比べて煩雑ではないといわれており、技能実習から特定技能へ移行するケースは増えると思われます。

技能実習の在留資格から一旦帰国することなく特定技能への切り替えができるか否かについては、これからの運用をみなくてはわからないところがありますが、難しいのではないかとみられています。ただし、技能実習2号修了者について特定技能取得のための試験免除をする運用となるとされていることから、技能実習を終えたあと、特定技能の在留資格を得ることは可能で、その場合、切り替えに際し、一旦帰国する必要はあるにせよ、技能実習で5年、特定技能で5年在留することも可能になると考えられます。

外国人雇用に限らず企業の抱える問題、また個人の方々に関する相談もこれまでどおり承っておりますので、お気軽にご相談ください。

世の中はラグビーのワールドカップで盛り上がっておりますが、その少し前である9月前半、中国においてバスケットのワールドカップが開催されておりました。お隣の国でやっているなら見に行くしかない！！ということで、ちょっとだけお休みをいただいて上海まで行ってきました。日程の都合で日本の試合を見たわけではありませんが準々決勝2試合を観戦し、世界レベルのプレイへの歓声、特定の選手への激しいブーイングなど、会場の盛り上がりを十分に堪能できました。

バスケットは、色々なスポーツの中でも観戦に適しているように思います。まず、2メートル前後の大男がコートを走り・飛び回る姿は壮観です。ボールに関係なくゴール下に注目すると、予想以上に巨漢同士が体をぶつけ合っており、その戦いはラグビーと同じような？興奮があります。



# バスケット観戦の魅力 下出 太平

他方で、小さな選手でも今何をしたの？というほどの巧みなドリブルや華麗なパスさばきで大男達を切り裂く姿も壮観です。そして、何よりゴールシーンが確実に多いです。1試合で通常70点以上入りますので、応援チームのシュートが決まる度に乾杯…なんてしていると、試合終了時には大変なことになります。ちなみに女性プレイヤーが多いからか、試合会場は女性の方が多いというのも特色かもしれません。

日本は歴代最強と言われながら全敗してしまったワールドカップでしたが、八村塁もNBAにドラフトされ、Bリーグもどんどんレベルアップして1億円プレイヤーが出るまでになりました。来年のオリンピックでは、ラグビーと同じような盛り上がりになっているはず…と期待しています。

## 西山・下出法律事務所



弁護士 西山 一博 弁護士 下出 太平 弁護士 山元 隆一郎  
Tel.052-957-1106 [info@lwo.jp](mailto:info@lwo.jp) <http://www.lwo.jp>  
〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目2番22号名城ビル6F  
執務時間 9:30~18:00 土・日・祝日休

